

「生物多様性国家戦略 2023-2030」（案）について

環 境 省

1. 背景

- 2022年（令和4年）12月、カナダ・モントリオールにおいて生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）開催。
- COP15では、2030年までの生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（以下「新枠組」）が採択され、各国は、新枠組を踏まえ生物多様性国家戦略をCOP16までに改定することが求められている。

2. 生物多様性国家戦略の役割・策定経緯等

- 生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画として、生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条に基づき策定。
- 1995年（平成7年）に最初の生物多様性国家戦略を策定。その後、2002年、2007年、2010年、2012年に策定しており、今回は6番目の戦略（生物多様性基本法に基づく戦略としては3番目）。
- 本戦略は2030年度を目標とするが、2031年度以降においても「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に次ぐ世界目標が策定され、それを受けた次期生物多様性国家戦略が策定されるまでの間は、本戦略に基づき関連施策を進めていくこととする。

3. 「生物多様性国家戦略 2023-2030」(案)のポイント

① 位置づけ

- 新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
- 2030年ネイチャーポジティブを目指し、生物多様性・自然資本(=地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹)を守り活用するための戦略

② ポイント

- 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた社会の根本的変革を強調
- 30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- 自然資本を守り活かす社会経済活動(自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ(自然再興)の駆動力となる取組)の推進

③ 構成・指標

- 2030年ネイチャーポジティブの達成に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとの状態目標(全15個)・行動目標(全25個)を設定し、行動目標ごとに関連する具体的施策を整理。
 - 5つの基本戦略 —
 - (1) 生態系の健全性の回復
 - (2) 自然を活用した社会課題の解決
 - (3) ネイチャーポジティブ経済の実現
 - (4) 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
 - (5) 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進
- 各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標群を設定(昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む)。国家戦略の閣議決定後も、関係省庁連絡会議で指標の追加・更新等を引き続き検討していく。